

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

多可町（以下「甲」という。）と兵庫トヨタ自動車株式会社、神戸トヨペット株式会社、トヨタカローラ兵庫株式会社、ネッツトヨタ神戸株式会社、ネッツトヨタズナ神戸株式会社（以下「乙」という。）、並びにトヨタモビリティパーツ株式会社兵庫支社（以下、「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、多可町内において災害が発生した場合に、甲、乙・丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、丙に対し書面（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。丙は、従業員の安全を確保したうえで、トヨタ側の窓口・とりまとめ役を務める。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、従業員の安全を確保したうえで、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

3 丙は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、本協定を締結していない県内トヨタ販社や、トヨタ自動車に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合、甲乙両者で都度、協議し、引渡しの方法を調整する。

(貸与期間)

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面（様式第2号）を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び引渡し場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が外部給電可能な車両を貸与した期間中の費用については、無償とする。ただし、燃料費については、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙・丙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに丙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。
- (2) 丙は、貸与期間中の甲の責による人的・物的損害賠償（貸与車両そのものの損害は除く）に備え任意保険を掛け、その費用相当額は、後日、乙に請求するものとする。
- (3) 丙が掛ける任意保険は、別紙の通りとする。
- (4) 乙が甲に貸与した車両そのものの損害については、甲が故意に損傷させた場合を除き、甲に費用負担を求めない。
- (5) 甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに丙にその旨を連絡する。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、多可町内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、

第13条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第12条 甲、丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面(様式第3号)により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第13条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第14条 乙・丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙・丙の負担とする。

(普及・周知活動)

第15条 甲、乙・丙は、住民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取り組む。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙・丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲、乙・丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙・丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年 2月24日

甲 兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地
多可町
多可町長 吉田 一四

乙 神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号
兵庫トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 瀧川 高章

神戸市兵庫区水木通2丁目1番1号
神戸トヨペット株式会社
代表取締役社長 西村 公秀

神戸市兵庫区大開通9丁目1番14号
トヨタカローラ兵庫株式会社
代表取締役社長 伏見 和政

尼崎市名神町1-18-25
ネットトヨタ神戸株式会社
代表取締役社長 四宮 康次郎

神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号
ネットトヨタゾナ神戸株式会社
代表取締役社長 坂戸 秀彰

丙 神戸市長田区北町2-9-2
トヨタモビリティパーツ株式会社
兵庫支社長 大塚 美幸